

## 第 2 5 パッケージ型消火設備

### I 外観検査

#### 1 ユニット

- (1) 総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
- (2) 格納箱は確実に固定されていること。
- (3) 消火薬剤容器及び加圧ガス容器は、取り付け枠又は架台に確実に固定されていること。
- (4) 配管等は確実に接続されていること。
- (5) 圧力調整器又は指示圧力値は、所定の圧力範囲であること。
- (6) ホース及びノズルは、使用し易いように整然と収容され、ノズル開閉弁は「閉」の位置にあること。

#### 2 ユニット（貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース及びノズル等が収納されたもの。以下同じ。）の設置場所

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型は20メートル以下に、Ⅱ型は15メートル以下になるように設けられていること。
- (2) 一のパッケージ型消火設備が防護する部分の面積がⅠ型は850平方メートル以下、Ⅱ型は500平方メートル以下になるように設けられていること。
- (3) 温度が40度以下で、温度変化が少ない場所に設けてあること。
- (4) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けてあること。

#### 3 標識及び表示灯等

- (1) パッケージ型消火設備である旨の表示、操作方法、取扱説明等の各表示等が適正になされていること。
- (2) 表示灯は、変形、損傷等がなく、点灯していること。

#### 4 電源、配線

- (1) 常用電源は、専用回路となっていること。
- (2) 電源及び配線の種別、容量等は、適正であること。
- (3) 配線は、適正、かつ、確実に結線されていること。
- (4) 非常電源（内蔵型のものに限る）は変形、損傷、漏液等がなく、所定の容量のものが取り付けられていること。

### II 性能検査

#### 1 方法

格納箱からホースを引き出す。

#### 2 可否の判定

ホースの引き出しが円滑に行えること。

### Ⅲ 総合検査

総合検査は次によるものとする。

なお、認定品である旨の表示がされていることを確認し、外観検査及び性能検査を実施することで、これに替えることができる。

#### 1 方法

任意の貯蔵容器の起動装置を操作する。

#### 2 合否の判定

ノズル開閉弁の操作が円滑に行われ、ホース等からの漏れがなく、ノズルから異常なく放射されること。